

## 株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令（平成11年11月11日大蔵省令第川十六号）

改 正 案	現 行
<p>第一号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略) d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項の<u>全て</u>について、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。 e (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 発行者に関する事項 a (略) b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場している<u>全て</u>の金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 保有目的 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその<u>全て</u>を記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引が<u>全て</u>終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において<u>株式分割等又は株式併合等</u>を行っており、効力が発生していない場合において、保有株券等の数は権利落日に<u>それぞれ増加又は減少</u>するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。 b ~ d (略) e (略) (a) (略) (b) (a) に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの なお、発行者において<u>株式分割等又は株式併合等</u>を行っており、効力が発生していない場合において、発行済株式等総数は権利落日に<u>それぞれ増加又は減少</u>するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p>f ~ n (略)</p> <p>(13) ~ (22) (略)</p>	<p>第一号様式 (略) (記載上の注意)</p> <p>(1) 一般的事項 a ~ c (略) d 変更報告書の提出に当たっては、大量保有報告書の記載事項の<u>すべて</u>について、変更報告書の提出義務が発生した日の現況に基づいて記載すること。 e (略)</p> <p>(2) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 発行者に関する事項 a (略) b 「上場・店頭の別」欄には、「上場」又は「店頭」のいずれかを記載し、「上場金融商品取引所」欄には、上場している<u>すべて</u>の金融商品取引所の名称及び特定取引所金融商品市場（法第2条第32項に規定する特定取引所金融商品市場をいう。）に上場している場合には、その旨を記載すること。</p> <p>(8) ~ (9) (略)</p> <p>(10) 保有目的 「純投資」、「政策投資」、「重要提案行為等を行うこと」等の目的及びその内容について、できる限り具体的に記載すること。複数ある場合にはその<u>すべて</u>を記載すること。</p> <p>(11) (略)</p> <p>(12) 上記提出者の保有株券等の内訳 a 保有株券等の内訳は、その日の取引が<u>すべて</u>終了した後に提出者が保有する株券等の状況により記載すること。その場合、株券については株式の数を、投資証券等については投資口の数を、株券及び投資証券等以外のものについては第5条に規定する数を記載すること。ただし、株券以外のものについては、新株予約権の行使又は転換の請求をすることができる期間を経過しているものは、保有する株券等の数には含めないで記載すること。 なお、発行者において<u>株式分割等</u>を行っており、効力が発生していない場合において、<u>権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合</u>には、保有株券等の数は権利落日に<u>増加</u>するものとみなして保有株券等の数を記入することとする。</p> <p>b ~ d (略) e (略) (a) (略) (b) (a) に掲げる発行済株式等総数を把握することができない場合又は特定証券情報若しくは発行者情報に発行済株式等総数が含まれていない場合には、その他の方法により把握することができた発行済株式等総数で直近のもの なお、発行者において<u>株式分割等</u>を行っており、効力が発生していない場合において、<u>権利落日から効力発生日までの間に本報告義務が発生した場合</u>には、発行済株式等総数は権利落日に<u>増加</u>するものとみなして発行済株式等総数を記入することとする。</p> <p>f ~ n (略)</p> <p>(13) ~ (22) (略)</p>

改 正 案	現 行
<p>第二号様式</p> <p>(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】            (略)            (記載上の注意)            この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引若しくは店頭売買有価証券の店頭売買取引又は法第2条第8項第10号に掲げる行為による有価証券の売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>g・h (略)</p>	<p>第二号様式</p> <p>(5)【当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況（短期大量譲渡に該当する場合）】            (略)            (記載上の注意)            この様式は、法第27条の25第2項の規定により、変更報告書に譲渡の相手方及び対価に関する事項について記載しなければならない場合に、第一号様式の「第2 提出者に関する事項」の「(5) 当該株券等の発行者の発行する株券等に関する最近60日間の取得又は処分の状況」に代えて記載すること。</p> <p>a～e (略)</p> <p>f 「譲渡の相手方」欄には、譲渡の相手方ごとに氏名又は名称を記載すること。ただし、金融商品市場内における売買取引又は店頭売買有価証券の店頭売買取引によって譲渡した場合において、相手方を知ることができないときは、その旨を記載すること。</p> <p>g・h (略)</p>